

## PFI活用等推進ガイドライン(案)に関するパブリックコメントの募集結果について

### ○策定月

平成25年1月(予定)

### ○意見の提出数

合計14通(電子メール6、ファックス7、持参1)  
(意見の総数52件)

### ○意見の採用状況

合計14件(番号網掛けのもの)

NO.	意見の概要	意見に対する考え方
○PPP及びPFI導入の適合性検討等について		
1	PPPという用語について、特に明確な定義は存在しないが、本ガイドラインにおいては、一応の定義付けが必要と考える。	PPPは、文章で定義は行っていないが概念図(1ページ)という形で示しています。
2	PPP手法の(2)公設民営の指定管理者制度のところ(2ページ)であるが、群馬県でも実績があるので、その旨を記載してはどうか。ESCO事業のところも同様にしてはどうか。	このガイドラインは、PFIの仕組みと進め方を説明することを主眼としており、実績を記載することは考えていませんが、別の方法で周知はしていきます。
3	官民連携手法に関する関係省庁連絡協議会のレポートに、官民連携手法の代表的な制度として、PFI、指定管理者制度、市場化テストがあげられている。本ガイドラインにおいて、市場化テスト(公共サービス改革法によるアウトソーシング)についても、触れておいた方がより良いと考える。さらに、構造改革特区(特定区域における規制の特例による民間事業範囲の拡大等)を記載するべきかを検討すべきである。	市場化テストは、運営に係る独自のアウトソーシングの手法であることから、記述を追加します。構造改革特区は、範囲が広すぎ、本ガイドラインのPFIの仕組みと進め方を説明するという趣旨から記載することは適さないものと考えます。
4	すでにPFI事業を実施したことのある自治体においても、従来の事業手法と比較して、業務が複雑かつ時間を要するため、1度案件を実施したとしても、担当者の業務負担の大きさや異動によるノウハウの蓄積が進まないこと、事業の成果が表れるまでに相当の期間がかかることなどにより、その後のPFI案件が増えていない。 PFI事業を積極的に導入していくために、一定規模以上の事業について、PFI事業化検討を義務づけるなどして、継続的にPFI案件が創出される体制づくりが必要である。	本ガイドラインの趣旨は、公共施設等の整備等に当たって手法の1つであるPFIの仕組みと進め方を説明することにあります。一定規模以上の公共施設等の整備等においては、ご意見のとおり「PPP適合性検討」並びに「PFI導入の適合性検討」を行うべきものと考えます。また、初期投資額ベース(設計・建設)で20億円以上が見込まれる事業については、適合性検討の結果にかかわらず、簡易VFMの算定等検討を行うこととします。
5	県は、ガイドライン制定後のすべての公共施設の整備等において「PPP適合性検討」並びに「PFI導入の適合性検討」を行うと明記すべきである。	
6	PPPの適合性検討といった事業所管所属レベルの初期段階から公表すべきと考える。	個々の事業の性格により事業の進め方が異なることから、事業所管所属レベルの検討の段階で一律的に公表するルールを定めることは考えていません。
7	「⑤時間的余裕がある事業か」という項目(42ページ)があるが、一定規模以上の事業では、発注方法を問わず、ある程度時間を要するものと理解している。従って、「緊急を要する事業」以外は適合性があるとした方が、より対象が広がるものとする。	一般的にはPFIは従来手法より時間がかかると考えられており、事業を進める上で、手続きや事務処理に要する時間を十分に確保する必要があることから、検討のポイントとして示しているものです。これは対象を限定する趣旨ではなく、検討に当たっては、個々の事業内容や性質を考慮してスケジュール等を決定していくこととなります。
8	PFI事業の導入に、事業の発案段階から、本当にその事業がPPP事業に適しているかどうか、第三者も含め多くの方々で検討してほしいと考える。	公共施設等の整備等の発案段階において、多様な意見により検討を行うことは有効であると考えますので、その旨の記載を「2 事業の発案」(41ページ)に追加します。
9	ただ、群馬県だけが実施していないから、県の施設だからという理由でPFI事業を推し進めるのは避けるべきではないのか。	厳しい財政状況が続く中、公共施設等の整備等に的確に対応していく手法の1つとして、PFIの活用を検討するものです。

NO.	意見の概要	意見に対する考え方
OVFM(Value For Money)について		
10	PFI導入に際しては、検討を重ねながら慎重に行うべきである。	PFI導入に当たっては、リスクをあらかじめ民間と適切に分担したり、可能性調査、実施方針の策定、特定事業の選定、民間事業者選定の各段階において、客観的評価(準ずる評価)を実施するなど、各段階において必要な検討を行う仕組みになっています。
11	PFI導入に係る適合性の検討にこそ、十分に時間をかけ、最大限慎重な配慮と明確な将来的あり方構想に基づいたものであることがなによりも要請される。加えて、VFMの的確な評価とその内容の開示も大きく問われる。	PFI導入に当たっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条の規定に基づき、VFM等の評価及び公表を的確に実施していきます。
12	26ページのVFMのところであるが、PFIの最も重要なところなので、具体的な数値を入れて、どのような仕組みになっているのか、もう少しわかりやすくした方がよい。	ご意見のとおりVFMはPFIの最も重要な箇所であるので、当該ページにも内閣府の「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」を参考情報として追加します。
13	全国的にも、福祉施設や病院へのPFI導入は成功している例が、少ないようなので、福祉施設への導入については慎重な検討が必要であると考えます。	
14	福祉施設等にPFI事業を導入した場合、利用者や職員の長年培ってきた信頼関係は、他法人の参入により切り離されてしまうことが危惧される。導入に当たっては、利用者が、安心して継続的にサービスを受けられる体制を検討する必要がある。	公共施設等の整備等において、様々な観点から検討して、VFMが認められる場合にPFIの手法により整備をしていこうというものであり、VFMに関しては、金額のみならず、利用者へのサービスの向上や安定的な運営など定性的な評価も重要な判断材料となります。
15	公共の責任を縮小するPFI事業導入は、福祉サービスの質の低下が懸念される、社会福祉施設への導入は反対である。	
16	PPP活用の目的は、公共サービスのVFMを最適化(または最大化)させることにあり、VFMや「費用対効果」が重要となるので、PPP適合性検討及び導入のフロー図にもその旨を記載してほしい。	このガイドラインは、基本的にPFIの仕組みと進め方を対象とするものであり、様々な手法があるPPPについて、すべてを記載することは困難であると考えています。
17	性能発注であるPFI手法のため、本来、定性的評価に比重が大きいのが通常であるが、日本ではまだまだ、定量的評価に比重を大きくするケースが見受けられる。今後のためにも、ガイドラインにて定性的評価と定量的評価の比率を示しておくことが必要ではないか(p26)。	定性的評価と定量的評価の比率については、施設の性格や契約金等により大きく異なることから、ガイドラインで一律に定めるのではなく、個々の事業毎に判断すべきものと考えます。
○補助金や資金調達等に係る意見		
18	国土交通省と文部科学省は、PFI事業に対する補助金の適用についてガイドラインの中に記載があるが、他の省庁等についても記載が必要ではないか。	代表的なものとして、両省のものを記載していますが、基本的には、民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議で申し合わせがされ、各省庁において補助金交付要綱等の見直しが行われています(記載の追加はしませんが、当該部分(16ページ)について若干の修正をします。)
19	文部科学省は、未だBTOとBOTとで、補助金の交付タイミングとしてのイコールフィッティングは発表されていないので、注意が必要である(17ページ)。ただ、どちらの方式も公共への移転のタイミングで補助金を出すと回答されている。	個々の事業の実施に当たって、国庫補助金が見込めるものについては、ご意見のような注意点を含め、所管省庁と調整した上で実施していきます。
20	我が国のPFI事例には、地方公共団体が起債等で借りる金利より、SPCが資金調達した金利の方が低い結果になったものがあるので、「※金利負担増によるコスト増加」(4ページ)とあるのは、正しい表現ではない。	そのような事例があったことは承知していませんが、ここでの記載は、そのような例があることを否定するものではありません。
21	我が国の直接協定(14～15ページ)は、発注者とレンダー(融資銀行)との2者間で協定を締結する独特の方法です。ここにはメリットよりデメリットが多く存在していることから、最近ではSPCを含めた3者間で協定を締結するケースも増えてきております。2者間の協定では、PFI手法に望まれるレンダーのステップインが働き難いことが過去の事例からも実証されています。事業内容によっては、ギャランティファイナンスの導入も、今後の検討課題として明記しておくことも必要ではないか。	ガイドラインの記載は、協定の方法を限定する趣旨ではなく、個々の事業により最適な方法を採用すべきものと考えます。ギャランティファイナンスは、英国で採用されているクレジット・ギャランティ・ファイナンスのことと思われそうですが、現時点ではガイドラインに記述する予定はありません。

NO.	意見の概要	意見に対する考え方
○リスク分担に係る意見		
22	リスクの種類「経済」(12ページ)のうち、物価変動についても民間側のリスクとなっていますが、民間事業者においてコントロールできるリスクではないため、サービス購入料の規定に物価スライド条項を盛り込むなど公共リスクとなっているのが通例と理解している。	ご意見のとおり、一定の程度を超える物価の変動については、公共がリスクを分担することが多いと考えられますので、そのことについての記述を追加します。(参考:平成22年3月30日、内閣府民間資金等活用事業推進委員会 PFI標準契約1)
23	金利変動リスクについても、施設の引渡時や運営開始から一定期間で金利変動に見合ったサービス購入料の改定が行われるのが通例であり、基本的には公共リスクとしているケースが多いと思われる。	ご意見のとおり、一定の程度を超える金利の変動については、公共がリスクを分担することが多いと考えられますので、そのことについての記述を追加します。(参考:平成22年3月30日、内閣府民間資金等活用事業推進委員会 PFI標準契約1)
24	物価変動、金利変動、為替変動を全て民間にリスク移転しているが(12ページ)、そもそも、このようなリスクは誰も予測できないし、対策としてリスクを全て回避することは困難なものである。事業者の民間に全てを押し付けることは、事業費を有効に活用できなくなる可能性があると考ええる。	22、23の回答と同様
25	PFIは、コンベンション施設などの集客施設でも活用できるが、需要予測を十分慎重にやったとしても、なお、民間事業者の経営破綻というリスクを避けることができない。	そのような事態が生じないように事業を進めていくことが基本ですが、PFIの中でも、倒産隔離(PFI事業以外のリスクから隔離する。)するためにSPCを設立したり、ダイレクト・アグリーメント等による介入(事業者の交替等)などを活用してリスクを減少させる仕組みが採られています。
○平成23年度法改正(コンセッション方式・民間提案等)に係る意見		
26	コンセッション方式(34ページ)について触れられているが、従来から存在するPFIの種類(31～33ページ)とこの新しい手法の使い分け方についても整理するのが望ましい。	ガイドラインでは現時点で判明している整理について記載していますが、内閣府が今後策定する予定のコンセッションに係るガイドラインの内容を確認した上で改めて検討します。
27	PFI制度の見直しを図られ、コンセッション方式が導入されたところは、他にも改正されたところがあるので、もう少し付け加えてもよいのではないかと。	
28	PFI法改正で民間提案制度が創設され、民間からの案に管理者は回答義務を負うこととなったが、この具体的な運用についても記載する必要がある。	
29	民間事業者からの提案(p42～43)を促進するため、以下の点を明確にする必要があると考える。 ・民間発案で提出を求める書類等に記載すべき具体的な内容、項目 ・民間発案に必要な情報の開示 ・民間発案が採用され事業化された場合のインセンティブ(実施方針への反映、加算点の付与等)	民間事業者からの提案に係る具体的な運用については、42～43ページに記載しています。  内閣府が今後策定する予定のガイドラインの内容を確認した上で改めて検討します。
30	「民間事業者からの活発な提案を促すために、民間事業者に対するインセンティブの付与が有効です。」(p42)とあるが、きちんとガイドラインに「インセンティブを与えること」と明記し、具体的なインセンティブの例を「具体的に例示」、原則その中から選択するような形にすることを望む。	
31	「国等は、民間提案を行った民間事業者の権利その他権利その他正当な利益を損ねないよう留意して、当該民間提案を取り扱うこと」(p43)と書いてあるが、(参考)ではなく、ガイドラインにきちんと明記することを望む。	
32	上記に関して、情報公開請求があった場合でも、提案が採択されるまでは、民間事業者の同意なしには公表しないことを明記することを望む。	県の考え方を整理した記述を追加します。
33	「法的に民間事業者が事業主体になることが制限されていないことが必要」とあるが、例えば下水道事業は、いわゆる事実行為について、民間事業者が行うことが可能との国土交通省の見解が出ており、PFI事業も実績として着実に増えている状況にある。公物管理法が存在することをもってPFI事業の対象外としないよう、積極的な案件創出を望む。	ご意見のとおり、国土交通省が「PFI事業者の公物管理法上の位置付けについての考え方について」(平成14年8月29日)で「公物管理法は、公物管理における事実行為を民間主体に事務委任することを禁じてはいない。PFI事業者は、この事実行為について、PFI法第2条に規定する『公共施設等の整備等』を行うことができる。」旨の見解を出しておりますので、その内容を追加します。

NO.	意見の概要	意見に対する考え方
○アドバイザー及び審査等に係る意見		
34	県民が納得して任せられるコンサルタントが複数存在し、もっともふさわしい業者からより良いアドバイスが得られることを期待する。	最も適切なアドバイスが得られるよう、今までの実績等を勘案しながら、選定をしていくことになります。
35	総合評価の方式は加算方式が原則(78ページ)であり、「その場合の、価格と性能はイーブンに配分した上で」とあるが、価格点と性能点の配分については、各事業の特性に合わせ、性能点の比率を高めるなど、より質の高い公共サービスが提供されるように評価基準を設定する必要がある。	配点に係る記載は例示であり、個々の事業において、施設の性格や契約期間等を勘案した上で、最適な配分方法が決定されることになります。
36	性能の項目の考え方が示されているが、施設整備に関する事項を60%の配点とすると、整備した施設を長期間どのように運営していくのか、どのようにサービスを提供していくのかという重要な項目が重視されない懸念がある。	
37	一般的に事業者の選定を外部有識者からなる委員会で決めているケースが見受けられる。あくまでも事業者を決定するのは、発注者、つまり地方公共団体である。外部有識者には、意見を聞き、アドバイスを求めるまでとし、その情報をもとに官が自ら決定するニュアンスを強調しておくことが必要と思われる(38ページ)。	現行案においても、県が決定を行う記述となっております(38ページ、78ページ)。
38	PFIによって、県民の権利や安全性が確保されるのか、公共施設の利用者であり県政の主人公である住民の意思や議会でも討論が尊重されるのか、疑問である。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条に、特定事業の選定や民間事業者選定の段階での客観的な評価の実施及び情報の公表が規定されています。また、本ガイドラインでは、PFI導入可能性調査や実施方針の各段階で評価(VFMの算定)を実施し、議会へ報告することとしており、議論等の趣旨を反映する仕組みとしています。
○地元事業者等が参入しやすい条件づくりに係る意見		
39	PFI事業が導入に当たっては、資金力のない法人は応募することができないと思慮される。より多くの法人が応募しやすいような県の補助金制度の創設を望む。	コンソーシアムへの参加形態(代表企業、構成企業または協力企業)により、資金的な関与の度合いが異なります。全国的には、地元事業者(が構成するSPC)がPFI事業者になっている例も多くあることから、県内企業が参入しやすい仕組みについては、引き続き検討していきます。 なお、PFIはあくまでも県の調達手法の一手段であり、補助金制度の創設は考えていません。
40	従来のPFI事業では資金力・技術力を有する大資本が中心となっている感は否めない。群馬県においては、ガイドライン(案)22ページにおいて地域活性化の推進として示されているが、是非とも、地域の活性化、地元企業の育成も視野に入れた対応を望む。	ご意見のとおり、地元事業者の参入は、事業成功のための重要な要素であると考えますので、地元事業者の育成についても努めていきます。
41	「地域活性化の推進」であるが、ここは地元企業にとっては、最も関心の高いところである。もう少し、地元企業を育てて参加させるといった内容の記載が必要である。地元の理解なくして、PPPの発展はありえない。PPPの導入には、県内産業の活性化の重要な施策であり、県内事業者の事業機会の創出という面からも有効である。	
42	従来型の公共事業における前金払及び前払金保証制度は、着工時に多額の費用を必要とする建設業において、その円滑な施工を金銭面から支援するために採用されたものであり、地元中小・零細企業から全国展開の大手企業まで、幅広く活用されている制度である。 従って、資金調達力の弱い地元中小建設業の事業参画を促すためにも、前払金制度の採用は必要であると考え。前払金の必要性に関してはガイドライン(案)p17～18でも触れられているが、より丁寧な説明を加えた方が良いと考える。	このガイドラインは、基本的にPFIの仕組みと進め方を対象とするものであり、これ以上説明を追加する予定はありません。

NO.	意見の概要	意見に対する考え方
43	<p>ガイドライン(案)では、契約に係る履行保証に関する個別具体的な説明は割愛されているが、選定事業者にとっては、履行保証手段は関心が高く、個別事業の質問等でも頻繁に確認を求められる部分でもある。また、履行保証手段の選択肢によっては、地元企業の参画可能性に影響を及ぼすことも考えられる。</p> <p>こうした背景から、従来の公共事業で利用されている公共工事請負契約約款で規定する履行保証手段に準じて提示又は注記を加えておくことが望ましいと考える。</p>	<p>履行保証について、「PFI事業の課題に関する検討報告書～質問・回答の典型例について～」(平成16年7月PFI事業の課題に関する委員会)の該当箇所の記述を追加します。</p> <p>また、民間資金等活用事業推進委員会の「PFI標準契約1(公用施設整備型・サービス購入型版)」(平成22年3月30日付け)を、該当部箇所に参考として加えます。</p>
44	<p>ガイドライン(案)p81のチェックポイントにおいて内閣府等のガイドラインを参考として紹介しているが、民間資金等活用事業推進委員会は、「PFI標準契約1(公用施設整備型・サービス購入型版)」を平成22年3月30日付けで公開している。平成15年6月23日付けで民間資金等活用事業推進委員会が公表している「契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項についてー」から更新されている部分もあるので、参考として加えた方がよいと考える。</p>	
○モニタリング等に係る意見		
45	<p>「性能発注」は、設計・監理・建設・維持管理・運営管理などのすべての業務を一括発注するもので、性能を満たしていれば他の細かな手法を問わないものである。</p> <p>県が細かな仕様書を作り発注するのではなく、安全性を確保することができないことになるのではないかと考える。</p>	<p>性能発注によって、建築基準法等の適用される安全等の基準が変わるものではありませんし、建設時における施工管理や維持管理・運営時のモニタリングをしっかりと実施していくこととなります。</p>
46	<p>せっかく活用ガイドラインを作成するのであれば、モニタリング手法も明記しておくことが、今後、適切なモニタリング実施に繋がると考える。</p>	<p>モニタリングについては、本ガイドラインとは別にガイドライン等を作成することを検討しています。</p>
○その他意見		
47	<p>公共施設と民間施設との合築建物の場合のPFI事業について、行政財産としての土地の貸し付けはガイドラインには明記されているが、建物の取り扱いについても記載が必要である。</p>	<p>建物の取扱いについては、個々の契約によって定められることになるので、ガイドラインで統一的な考え方は示していません。なお、事業者が、PFI事業終了後も引き続き合築建物の一部を所有しようとする場合、必要があると認めるときは、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない範囲で、この事業者に貸し付けることができることになっています(23ページ参照)。</p>
48	<p>「業績連動によるサービス購入料の支払」(8ページ)や10ページの表中に「サービス購入費」とありますが、群馬県では「サービス購入型」のみを活用しようとするものか。</p>	<p>制度の仕組みを解説している箇所であり、サービス購入型のみを想定しているわけではありません。</p>
49	<p>現行の税制度(27ページ)について記載されているが、この制度に拘ることなく、地域にとってより効果的な官民連携が行えるように、国等にも必要に応じて改正要望を行う旨の記載が必要ではないか。</p>	<p>本ガイドラインは、PFIの仕組みと進め方を中心に説明することを目的としており、税制の改正要望について記述する予定はありません。</p>
50	<p>24ページのウ「公の施設」についての文章中「指定管理者となったPFI事業者」とあるが、意味が不明である。そもそも、22ページの「PFIにおけるその他の留意事項について」に係る「公の施設」が唐突に表記されている感があり、違和感がある。</p>	<p>PFI事業者が公の施設を包括的に管理するには、指定管理者の指定が併せて必要であるということで、「公の施設」についての説明をしていますが、十分な内容になっていないことから、当該ページの記述の追加をします。</p>
51	<p>ガイドライン全体の印象ですが、神奈川県や埼玉県のガイドラインに比べて、文章ばかりで、「図・グラフ・絵」等がなく、読み手には読みにくい。</p>	<p>基本的には、実際に実務を行う庁内の担当者に向けたガイドラインということで理解いただければと考えます。</p>
52	<p>ガイドライン(案)にはないが、佐賀県で実施された「協働化テスト」のような施策も併せて検討してはどうか。</p>	<p>本ガイドラインは、PFIの仕組みと進め方を中心に説明することを目的としており、協働化テスト等は別途検討すべき課題と考えます。</p>